

平成 26 年度 長野県社会福祉士会 事業計画

平成 18 年に高齢者虐待防止法が施行、平成 24 年には障害者虐待防止法が施行されました。長野県においても虐待対応及び人権擁護について、活発な議論が行われる様になり、県内各地で行政と事業者が連携し虐待、もしくは疑わしき事例に対応する事が多くなっています。平成 25 年度、県内の某法人における金銭管理の不正について、当会においても会長声明を出し対応しました。

声明では、成年後見制度の活用、虐待対応体制の整備、施設管理者に対する研修の実施を求めたほか、専門職の活用についても言及し事実確認調査に当たっては、本人の特性に合わせた面接が実施できるよう社会福祉士等の専門職の活用を行うことを求めました。

この声明で表明した当会の立場は、一方的に行政・加害事業者の責任追及をするものではありません。行政・事業者と協働し虐待が起こり得る環境への対応、防止に当たることです。我々には権利侵害の防止を求め、権利が守られる社会づくりに取り組む責務があります。そのための啓発活動を積極的に行わなければなりません。

社会福祉士が、そして長野県社会福祉士会が社会・地域に貢献し、社会・地域に求められる存在になるように会員一人ひとりの意識と力を一つにして、前進していきたいと考えます。

一方、長野県社会福祉士会の組織に目を移すと、平成 25 年度中には 1,000 人を超えると予想され、目指されていた会員数は平成 25 年 12 月末現在 977 人に留まっています。会員の拡大は、組織経営の重要なファクターです。会費で安定した経営が可能な収入が得られることが望ましい事は言うまでもありません。組織率(入会率)は 33.89%で、全国で 6 位と上位であります。職能団体の組織率は発言力、社会的認知に置いても大きく影響される因子です。

平成 24 年度中の推移を見ると入会者は 80 人であった一方、退会者は 26 人となっています。25 年度の新入会員の傾向を見ると、新入会者数は 1 月末で 64 人、うち第 25 回合格での入会者は 21 人で 32.8%、差引、24 回合格以前の入会者は 43 人で、現会員の職場関係での勧誘によると思われます。

私達は権利擁護をはじめとする県士会に求められる期待に応えるために、入会・社会福祉士の組織化を積極的に進めて行く必要があります。

退会された方では、定年を機に退会された方など、いろいろな要因が考えられますが、後進の育成などにモチベーションを持って継続していただけるような環境が必要であり、何よりも入会していることの意義を感じられる魅力有る会作りが急務です。

そのためには全会員の目的意識の共有化が必要です。平成 25 年度各地の車座集会では、会の使命(ミッション)についてワークショップを行い参加者が考え、共有できる取り組みを行いました。今後も、会員各自が組織運営に参画でき、社会福祉士としての使命(ミッション)、社会福祉士会の目的を共有できる取り組みに努めます。

【重点課題】

1 社会貢献 社会改良に向け積極的な展開

虐待防止・対応、成年後見活動、定着支援センターの受託などを通じ明らかになった課題、会員が日頃の職務の中で抱える課題に対して政策提言を行うと共に、ソーシャルアクション機能を充実して社会改良に向け積極的な活動を展開します。

また、まるごと学会などを通じ、福祉の思想を発信し、福祉文化の創造・公正で平等な福祉社会実現のため一助が担えるよう努力します。

2 ミッションを明確に全員参加の体制を目指す

社会福祉士の倫理綱領を基礎とし、会の目的・使命を明確にしながら会の運営に全ての会員が参画できる体制を目指します。

一般社団法人からさらに「より公益性があり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する。」公益社団法人への移行の検討を行います。

3 ネットワークと専門性の追求

長野県社会福祉士会に参画することのメリットは、ネットワークと専門性の追求・スキルアップです。このネットワークと飽くなき研鑽がなければ、社会福祉士会は認知されないし、期待に応えることはできません。地区活動を活性化し全会員参加の職域委員会（部会）を新設し、専門性を追求していきます。

4 苦情解決システム

長野県社会福祉士会でも近年、ばあとなあの後見活動に対する苦情・要望が寄せられ委員会が対応しました。

さらに、今後定着支援センターの業務など苦情解決システムの整備が必要になってきました。また、会員からの要望なども積極的に受け付ける事が望まれるため、今年度、長野県社会福祉士会に苦情解決窓口及び倫理委員会を構築します。

5 組織の見直し

(1) 虐待対応専門委員会

福祉活動委員会から虐待対応委員会を独立させ、より専門的、即応的に活動できる体制へ、これにより理事1名を増員し体制を整備します。

(2) 職域部会の新設

福祉活動委員会に職域部会を新設、全会員が職域部会に所属し、専門性の追求・スキルアップとネットワーク構築を目指します。

I 活 動 事 項

1 権利擁護活動

(1) 虐待対応

虐待対応システムの構築に向けて、中心的な活動を展開するために虐待対応専門委員会を組織し、責任ある運営体制を目指します。長野県弁護士会と長野県社会福祉士会が高齢者虐待対応専門職チーム結成の協定を結び、行政や地域包括支援センターの権利擁護業務を支援します。

(2) 成年後見

ばあとなあながのを組織し、成年後見人などの受任の調整を継続実施する他、「利用者の権利」「虐待防止」「成年後見」「未成年後見」等権利擁護の考え方の普及と対応のできる人材の育成を行います。成年後見活動の普及、啓蒙活動を実施し、各地後見センター運営に対する支援、ネットワークの構築を目指します。

(3) 地域定着支援事業

長野県から「地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）」を受託し、県社会福祉士会のネットワークを活かし、福祉を必要とする刑余者等の生活支援・入り口支援を積極的に取り組みます。

2 県民及び福祉従事者にとっての必要な知識、技術の向上。

(1) まるごと学会、各種セミナー

「福祉を考える場」として福祉まるごと学会を開催します。会員による研究発表や討議する場として位置づけ他、重症心身障がい児・者シンポジウムなどの各種セミナーを実施し、広く地域県民に対しての啓発的イベントを開催します。

また、「福祉関係者のための成年後見制度活用講座」等の事業など福祉従事者に必要な知識や技術の向上に努めます。

(2) 研 修

研修委員会を中心に「人材育成訪問事業」や「介護支援専門員実務研修」等への講師派遣を行います。

3 社会福祉士の資質向上

認定社会福祉士取得の研修など、隣接県との連携を模索しながら、日本社会福祉士会の、生涯研修制度での新カリキュラムによる基礎研修や、福祉専門研修を通じ、社会福祉士の基礎的な資質向上を図ります。また、事務局に生涯研修センターの設置を目指します。

国や県、日本社会福祉士会からの新しい情報を収集し、ホームページや一斉配信メール等により、会員へ情報の発信を行います。

4 社会福祉士のネットワーク作り及び関係職種とのネットワーク作り

(1) 顔が見える体制

地区活動、職域部会を中心に、会員が参加しやすい「顔が見える体制」を作り、会員のネットワーク作りをサポートします。また、地区活動において、一部の人の負担が過重にならないよう地区活動の組織化を図り、少しでも多くの会員が、何らかの形で会にかかわる体制を作ります。

(2) 会員相互支援

職場で適切なスーパービジョンを受けることのできない等の会員に対して、先輩会員がアドバイスしていくことのできる体制をつくり、悩みのある会員の側面的な支援を行います。

(3) 関係職種のネットワーク

成年後見関係団体連絡会の活動等に積極的に取り組む中で、弁護士・司法書士等の職種の皆さんとのネットワーク作りを行います。

(4) ソーシャルアクション

会員の日常の業務や、各委員会の活動の中で感じたものを福祉活動委員会に集約し、政策提言につなげていきます。また、社会の動向に注目し、24年度の「孤立死プロジェクト」のように、緊急的な事柄について、ソーシャルアクションを起こしていきます。

5 その他

(1) 車座集会

執行部と会員が会の運営について共に夢を語り合う場として、各地区で開催します。

(2) 地区活動 学習会

各地区で学習会などを独自に企画し、学習・情報共有の場、会員の顔の見えるネットワークづくりの場とします。

(3) あり方検討会

公益社団・一般社団のメリット、デメリットの検証、当会の事業・予算等の現状分析を行い、公益法人への移行も含め魅力ある会づくりに対して提言を行います。

II 委員会活動

1 福祉活動委員会（愛称 福祉テラス）

長野県内における福祉ニーズに対して、長野県社会福祉士会が、社会福祉士に何が出来るか実践者の立場で協議し課題解決のための政策提言やソーシャルアクションを行います。また、今年度職域部会を新設しネットワークの構築、会員のスキルアップを図り、現場で抱える課題を解決すべく政策提言につなげます。

(1) 職域部会の新設

全会員が職域部会に所属し、専門性の追求・スキルアップとネットワークを図ります。部会選択は、専門性の追求・スキルアップを図るために、法人単位ではなく事業所単位とします。さらに、専門職として先輩が後輩の相談を受け、業務の中での悩みを解決できるような場として位置づけます。

- ① 高齢者支援部会 → 介護保険、高齢者施設・事業所、地域包括支援センター
- ② 障がい者支援部会 → 障がい者支援施設、相談支援事業所
- ③ 児童等支援部会 → 児童・母子施設、相談機関
- ④ 生活困窮者支援部会 → 福祉事務所、行政、保護施設、婦人保護施設
- ⑤ 地域福祉推進部会 → 社会福祉協議会
- ⑥ 医療推進部会 → 病院・医療関係
- ⑦ 福祉行政推進部会 → 行政機関、福祉事務所、相談支援機関
- ⑧ 司法連携推進部会 → 保護観察所、刑務所、家庭裁判所、社会福祉士事務所
- ⑨ 教育推進部会 → 学校教育、教育関係

(2) シンポジウムの開催など社会啓発活動

- ① 重度心身障がい児・者シンポジウムを開催します。
- ② 生活困窮者に対する支援の検討をおこないます。
- ③ その他職域部会から出された課題に対し地区学習会等で問題提起し、具体的な活動について協議します。

(3) 福祉まるごと学会の開催

福祉まるごと学会は、社会福祉士会員が日常の実践をまとめ、理路的に整理を行い、発表し研鑽、そして専門性を極め検証する場として開催します。

具体的には、自由研究発表として分科会を設け、研究発表（発表：20分→質疑：5分→移動：5分）を行います。また、これらの発表の概要はHPに掲載してアピールします。

2 研修委員会

社会福祉士としてのスキルアップ、後進の育成を目的に各種の研修会を開催します。

なお、生涯研修センターとし研修内容・履修状況の管理等についても検討します。

(1) 基礎研修

社会福祉士の質の向上のための生涯研修として、また、認定社会福祉士養成のための基礎研修を実施します。

平成26年度は基礎研修ⅠとⅡを開催することとし、基礎研修Ⅱについては開催回数が多いため、中信地区で開催する等、参加しやすい工夫をします。また、隣県の山梨県、新潟県との連携を行い、受講しやすい環境を整えます。

基礎研修修了生は、次回以降の講師になっていく工夫の必要があるため、モチベーションのアップと会への帰属意識を高める事を目指します。

- 基礎研修Ⅰの参加者規模は、50名。
- 基礎研修Ⅱの参加者規模は、35名。

(2) 実習指導者養成研修

社会福祉士相談援助実習内容の質を向上させるように、社会福祉士実習指導者の養成講習会を開催します。実習指導者養成研修とフォローアップの研修とを社会福祉士養成校との連携を密にして隔年で開催します。

今年度はフォローアップ研修を計画せず、昨年度に引き続き、実習指導者養成講習会を2日間（14時間）30名対象に7月に開催予定とします。

研修教材は全国統一のテキストを購入して使用します。

開催に当たり、管轄の地方厚生局に実施届を提出し、開催後は修了者名簿を提出します。

修了者に対しては、養成校と連携したフォローアップ体制をとり継続支援を行います。

(3) 人材育成訪問事業

福祉現場の人材育成のため、また、講義を通して会員のスキルアップと社会貢献の機会とするため、福祉現場からの依頼により講師を派遣する「人材育成訪問事業」を本年度も実施します。なお、県の「キャリア形成訪問指導事業」が、平成26年度も継続して行われれば、引き続き受託してまいります。今後も長野県社会福祉士会の独自事業として継続し、講義内容の質を担保するために、シラバスの作成や、講師の掘り起し等も行います。

(4) 福祉専門研修

社会福祉士としての専門性を高めるため、集合研修を行います。

特に各自の専門分野に限らず、総合相談力を養うことができるよう、一つのテーマ（虐待防止、地域福祉等）を定め、テーマをそれぞれの分野から理解を深めることができるような研修内容を目指します。

視点を広く持てるようになることを目的に外部講師による研修を取り入れ、より多くの会員が参加しやすいように、会場を固定せず、各地区との協働で開催します。

(5) 全国統一模擬試験

社会福祉士を目指す者に対して職能団体である本会が、全国統一模擬試験の機会を提供し、社会福祉士資格取得を支援することで、受験者が会の活動にふれる機会とします。従来からの長野大学との共催による開催に加え、可能であれば松本地区との県内2会場での開催を検討します。

3 広報編集委員会

高度情報化社会の中で、会員及び社会に対し、正確かつ迅速な情報を発信し、本会の理解と認識を深めていくことが求められていることから、ホームページの改善・充実、積極的活用、広報紙のメール送信の検討整備等を行います。

(1) 委員会の開催

本会の普及啓発を目的とした広報紙、ホームページ等に関する検討を行うための広報編集委員会を開催します。

(2) 広報紙の発行

広報紙の発行情報発信及び本会の普及啓発を目的に、各号に特集を編集した広報紙を発行します。

(3) ホームページの運用

各種事業及び研修等の情報発信、普及啓発を目的としたホームページの運用を各委員会（プロジェクトを含む）・地区との連携で行います。

(4) パンフレットの作製・印刷

本会の普及啓発及び入会勧奨等を目的としたパンフレットを作成します。

4 ぱあとなあなの

自由・平等、包摂・共生社会実現のために、後見制度の普及・拡大を基盤にして社会的弱者、立場の弱い人々の権利擁護を主体とする下記の諸活動を行います。

(1) ノーマライゼーションを理念とする後見ケアを軸とした権利擁護活動

① 後見制度の啓発・普及

市民後見力の強化・拡大めざし、一般市民や福祉関係者との連携・協働を進めるとともに、各種学習会・研修会を開催し、積極的に講師派遣等を行います。ぱあとなあなとして「福祉関係者のための成年後見制度活用講座」を充実強化し、多くの参加者を得られることを目指します。

後見制度利用支援事業・市町村長申立ての拡大、後見支援センターの拡大等、地域後見力向上のための取組を県・市町村、社協、包括支援センター、福祉事業者等と連携・協働して行います。

県・市町村、社協及び福祉事業所等関係団体への提言をおこないます。

② 他団体・他機関との連携強化およびネットワーク確立

「成年後見関係団体連絡会」に参画し、学習・研修を協働するとともに、無料相談等の啓発活動に連携して取り組みます。県内後見支援センター等との情報交換を進め、連携します。

③ 後見人養成・受任者支援および後見ケアに関する資質向上

ア 各種研修会の開催

全国ぱあとなあとなと連携し、基礎研修との連続性を保持しつつ、ぱあとなあながの独自の養成研修体制をめざします。当面全国委託研修に参加します。

名簿登載者の拡大・後見力向上を目指し、ぱあとなあながの独自の事前研修、フォローアップ研修及び実務研修等を開催します。

他専門職研修等への参加および連携・合同研修会等開催します。

名簿登載者全体会を開催し、情報交換と資質拡大強化の場とします。

イ ブロック・地区・センターそれぞれにおける受任者への支援課題整理と行動

新規受任者への支援体制を整備します。受任者間の情報交換・課題整理のための機会の設定および受任者スーパービジョンを行います。

新規受任者への支援・スーパービジョン、初回報告時の面談等を実施します。報告書（2月度）の課題整理と助言等支援体制を整備します。

ウ 名簿管理と長野家庭裁判所への提出、及び家裁支部との情報交換等の機会を拡大します。

後見人候補者の推薦を行います。

④ 組織力強化・規定整備

ア 研修体制組織の整備・強化

企画委員会を設置し、課題整理と体制整備を行い、名簿登載者の資質向上をめざします。

イ 組織・機関活動の強化

名簿登載者間の情報交換および資質向上を目指し、ブロック会議の機能明確化・定例化を行います。

ウ 運営委員会・役員会の機能明確化

長野県社会福祉士会苦情解決窓口・倫理委員会と連携しリスク対応強化のための組織・機関を検討し整備します。業務監査機能、事務局機能を整備します。

エ 広報充実

広報体制整備します。

オ 各種規程

上記にかかわる各種規程の整備を行います。

5 地域生活定着支援センター

(1) 長野県地域生活定着支援センターの受託・運営

刑務所を退所する高齢者や障がい者等の地域での生活をサポートする地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）（以下、定着センター）を県から委託を受けて実施します。

- ・ 開所日 月～金曜日（祝日・8月13日～16日・12月29日～翌年1月3日を除く）
- ・ 開所時間 9：00～17：30
- ・ 職員体制
センター長 1名
支援員 4名
事務員 1名（事務局兼務）

・ 主な業務内容

① コーディネート業務

保護観察所（他都道府県定着センター経由含む）からの依頼で、入所者等を対象として出所に向けての支援を行います。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、受け入れた福祉施設等を対象に定着に向けての支援を行います。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者及びその他センターが認める者（被疑者・被告人となった、及び既に不起訴・執行猶予等の処分を受けた障がい者・高齢者。既に矯正施設を退所した、あるいは更生保護施設入所中の障がい者・高齢者等）への支援等を行います。

④ 支援業務

①～③の業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援業務等を実施します。

(2) 研修、広報周知

ア 研修会・セミナー等を開催します。

エ ホームページの定期的更新を行います。

(3) 地域生活定着支援センター運営委員会

定着センターの事業が円滑に推進するために、運営状況の確認及び助言等のサポートを行います。

① 運営委員数 10名（2名増員）

② 開催数 月に1回程度

③ 内容

- ・ 困難事例をはじめとする個別ケースの検討・助言
- ・ 研修会・セミナー等の企画・実施の検討・助言
- ・ 定着センターの広報周知、ネットワークづくりの助言

6 虐待対応専門委員会

平成24年10月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、児童虐待・高齢者虐待とともに制度横断的に課題を検証し、ソーシャルワークの視点から体制整備を図ります。

① 法律が整備される中で児童虐待・障害者虐待・高齢者虐待に関する各制度の課題を検証し、社会福祉士会としての体制整備を図ります。

② 高齢者虐待対応専門職チームの管理運用を図ります。

③ 上記専門職チームに関し、障害者虐待等の派遣対象の拡大に向けた研究を行います。

④ 虐待をテーマにしたシンポジウムを開催し、権利擁護の視点から虐待対応が図られるよう対応職員のスキル向上を目指します。

Ⅲ 法人の運営

1 会員の拡大

会の社会的認知を図るため、社会福祉士と社会福祉士会会員の違いをアピールし積極的に入会を働きかけ50%の組織率を目指します。

2 賛助会員の拡大

法人としての健全な経営を図るため、県士会の事業に賛同し協力いただける賛助会員の拡大に努めます。

3 開かれた組織

会議等での議論を会員に伝えるため、会議録等をホームページ上で公開します。また、広く意見を公募し、誰もが会の運営に意見を言える会とします。

4 健全な財政の構築

会の財政の見直しを図り、収入と支出のバランスを考えた、健全な財政の構築を図ります。

5 事務局機能の充実

各委員会活動や地区活動、対外的な協働活動の業務が円滑に推進出来るよう、事務局職員のモチベーション上げ、スキルアップを図り、効率の良い事務局運営を目指します。

6 日本社会福祉士会との関係

日本社会福祉士会に対し、総会等を通じて意見反映を行います。